

令和 8 年 2 月 16 日
教育振興部教育指導課

いじめ重大事態の調査結果について

区立学校において発生した、いじめ重大事態について、調査結果を報告する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第 28 条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 事案の概要について

(1) 事案

①対象生徒	区立中学校生徒
②関係生徒	区立中学校生徒 2 名
③調査期間	令和 7 年 9 月上旬から令和 7 年 9 月中旬まで
④調査組織	学校いじめ対策委員会
⑤主ないじめの態様	仲間外れや暴言等の行為

(2) 概要

対象生徒は令和 7 年 4 月から、関係生徒らに仲間外れや暴言等の行為を受けた。対象生徒は 6 月中旬以降、欠席が増え、今後の教室復帰も難しいという見通しにより、9 月から他中学校に転出した。

(3) 当該事案の事実経過から認定しうる事実

それぞれの訴えに一部相違があったものの、概ね対象生徒の訴えたとおりの行為が行われており、対象生徒が関係生徒らの行為によって心身の苦痛を感じ、安心して教室にすることができない環境が続いたことや、結果として、転校に至った経緯を踏まえると、本件が対象生徒に大きな影響を及ぼしたと認められる。

学校は、本件の早期発見および早期対応が十分にできなかったことをはじめ、対象生徒が転校に至るまでに、多面的な支援が行えなかったことについては、早急に改善すべき事態として捉えている。

(4) 再発防止の取組

①組織体制の機能強化

いじめ対策推進教員の複数任命および情報共有の徹底

②教職員の専門性向上

校内研修の実施および生徒指導提要の理解

③早期発見・早期対応の徹底

情報収集の機会拡大、チェックリストの作成、相談窓口の周知および外部機関との連携

④教育課程全体を通じた生徒への支援

道徳教育および特別活動の充実